

令和4年8月29日

〒120-0033

東京都足立区千住寿町1番1号

株式会社丸昌

代表取締役社長 山下直樹 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀田 伸吾

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

担当事務局 高杉 陽子

複写

### 消費者契約法41条1項に基づく請求書

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害防止及び救済を目的とし、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れ、差止請求訴訟を行うことを主な活動内容とする特定非営利活動法人です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成しており、令和3年10月20日に消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として内閣総理大臣より認定を受けました。

さて、令和3年4月26日付け申入書にてご連絡したとおり、当団体は、貴社のレンタル規約(1)、(2)、(5)、販売規約(1)について、消費者契約法に反して不当と思われる条項であるものと判断しました。また、令和4年3月9日付け質問書にて、貴社販売規約(2)について、消費者契約法に反する疑いがあることから趣旨を明確にするために質問をしました。

しかしながら、貴社は、令和3年5月30日付け「貴団体からの申入れ事項について」と題する書面にて、当団体の申入れに対して、「申入れ事項として書かれた内容につきましては、社内にて十分に検討させていただきます」等と回答したのみで、何らの対応を行いませんでした。また、令和4年3月9日付け質問書に対しては何らのご返答もありませんでした。その後、貴社の規約の一部は修正され、令和4年7月6日付け質問書にはご回答をいただいたものの、未だ修正が不十分な条項もあります。



受付通番：G00218249000100000 号

1/3 頁



したがって、当団体は、消費者契約法41条1項の請求として、本書面を送付いたします。

本書面が貴社に到達した時から1週間を経過した後、当団体は、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することができることを申し添えます。

### 請求の要旨及び紛争の要点

#### 第1 レンタル規約(5)について

##### 1 対象とする条項

レンタル規約(5)免責事項のうち、「ご返金以上の責務は負いかねますのでご了承ください。」との箇所

##### 2 請求の要旨

- (1) 貴社は、消費者との間で上記規約を含む契約を締結しないこと。
- (2) 貴社は、上記規約を貴社の運営するウェブサイト内のウェブページから削除すること。

##### 3 紛争の要点

事業者の故意または過失によりレンタル品の利用に支障を来す不備が生じた場合、消費者は、事業者に対して、債務不履行(民法415条)または不法行為(民法709条)に基づいて損害賠償請求をすることができます。そして、消費者契約法は、「事業者の不履行(当該事業者、その代表者、又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により、消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」

(消費者契約法8条1項2号)及び「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」(同4号)は無効とすると定めています。

上記規約は、事業者の故意又は重大な過失によって生じた損害も含めて「ご返金以上の責務は負いかねます。」として、その責任の一部を免除する内容であり、消費者契約法8条1項2号及び同4号に該当する不当な条項といえます。なお、仮に上記規約が運用上消費者契約法8条1項2号及び同4号に該当しないのご主張がある場合、運用の内容が明らかになる条項に修正してください。

#### 第1 販売規約(2)について

##### 1 対象とする条項

「販売規約(2)」

お客様都合による返品はお受け致しません。ご使用に支障をきたす重大な欠陥が商品にあった場合は、商品到着後、当社にご連絡の上、送料着払いでご返送ください。当社にて良品もしくは代替品と交換致します。交換に応じられない場合、商品代金の全額を返金致します。」

##### 2 請求の要旨

- (1) 貴社は、消費者との間で上記規約を含む契約を締結しないこと。



(2) 貴社は、上記規約を貴社の運営するウェブサイト内のウェブページから削除すること。

### 3 紛争の要点

事業者は、契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合、債務不履行責任を負います。そして、消費者契約法8条1項1号は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害の全部を免除する条項を無効と定めており、同項2号は、事業者の故意・重大な過失による債務不履行責任の一部免除等の条項は無効と定めています。なお、同条2項1号は、「履行の追完責任」又は「不適合の程度に応じた代金・報酬の減額責任」を負うこととしているときは、同条1項2号の適用を除外すると規定しています。

上記規約は、交換、返金について「使用に支障をきたす重大な欠陥」がある場合に限定し、これに該当しない場合は、故意や重過失によって生じた損害についても「履行の追完責任」又は「不適合の程度に応じた代金・報酬の減額責任」を含む債務不履行責任を免除する内容となっています。よって、上記規約は、消費者契約法8条1項1号又は2号に該当し、無効です。

訴えを提起する予定の裁判所

新潟地方裁判所

以上

複写

複写

差出人 〒950-0965  
新潟県新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階  
適格消費者団体 消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀田 伸吾

受取人 〒120-0033  
東京都足立区千住寿町1番1号

株式会社 丸昌

代表取締役社長 山下直樹様

この郵便物は令和4年8月29日  
第13366362601号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社

受付通番：G00218249000100000 号

3/3 頁

郵便認証司

4. 8. 29

東京

4. 8. 29

12-18

